
プロジェクト **法人税等会計基準等の見直し**

項目 **第 100 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 100 回税効果会計専門委員会（2026 年 4 月 6 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（コメント対応表）

課税対象利益を基礎とする税金の定義に関するコメント

2. 課税対象利益の定義及び範囲については、今回の改正の根幹に関わる部分であり、この点に関して多くのコメントが寄せられたことを考えると、課税対象利益の範囲に関する論点を整理した上で、対応が難しい部分については、その理由や今後の方向性を整理することを検討いただきたい。
3. コメント 5 について、一連の算定過程という表現を結論の背景に加えるよう対応する旨記載しているが、その表現が実際に何を指しているのか分かりづらいため、記載する際には明確にしていきたい。
4. コメント 6 について、親会社の納税申告書において外国子会社等の所得が合算される時点で当期税金として費用計上することは連結財務諸表においても同じであるということが分かるように、コメント対応表に記載いただきたい。

表示に関するコメント

5. コメント 12 について、設例はあくまで例示であることは承知しているが、表示の例が変わる場合、それを参照して「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の様式もあわせて変更される可能性があると考え。そうであるならば、法人税等調整額も含めた概念として、法人税等合計という用語が使われている部分は、税金費用とした方が無難と考える。
6. 利用者としては、企業ごとに表示科目が異なることを求めておらず、むしろ統一されている方がよいと考えたため、ばらつきを容認する方向への誘導は不要と考える。

7. 比較可能性を考えると、各企業に裁量の余地を与えるというのは、実務との乖離がある
と考える。
8. 事業税（付加価値割）及び事業税（資本割）の表示区分について、改正前の企業会計基準
第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」で販売費及び一般管理費又は
売上原価に表示としていたのは、営業外費用での表示が想定されないと検討した結果だ
と理解している。今回の改正では、営業外費用での表示も追加されているが、具体的にど
ういった場合に営業外費用として表示されるのか記載いただきたい。法人税等以外に表
示する趣旨であれば、その旨を記載いただけると実務の助けとなると考える。

適用時期及び経過措置に関するコメント

9. コメント 31 について、はじめから重要性がないから記載を要しないとするのではなく、
会計方針の変更と整理するのであれば原則通り遡及適用していない旨や影響額を記載す
るなど、記載する項目を特定していただいた方が良いと考える。
10. コメント 31 について、会計方針の変更にあたるという方向性で見直しを行い、剰余金の
期首残高に影響を与えるならば、会計方針の変更の事実を開示しないという選択肢はな
いと考える。
11. コメント 31 に関連して、会計処理及び住民税（均等割）の表示以外の表示方法につい
ても、これまでの会計処理及び表示方法と異なることとなる場合、資産及び負債並びに損
益の認識又は測定について何らかの変更がある場合は会計方針の変更とし、変更がない場
合は表示方法の変更となるのかを確認したい。
12. コメント 31 に関連して、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤
謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 10 項において、
経過的な取扱いを適用する場合にはその旨を記載するとされているため、今回の改正で
経過的な取扱いを設けるのであればその旨を記載することになると考える。また、遡及
適用を要しないということであれば、ますます企業会計基準第 24 号第 10 項の開示は必
要になると考える。

その他のコメント

13. コメント 36 について、住民税（均等割）が法人税等の範囲から除かれるということであ
れば、影響がそこまで小さくなるため、税率差異の注記の例示として残しておく意
味合いを確認したい。影響度合いが落ちてくるのであれば、残すことに疑問がある。
14. コメント 41 のオープンイノベーション促進税制について、利益に関連する金額を課税標
準とする税金に含まれないことから、税効果会計の対象外と整理されるケースがあつた
として、この整理が現行の会計基準等において否定されず、かつ、今回の改正により、オ
ープンイノベーション促進税制に係る税効果会計を再検討した結果、税効果会計の対象

であると整理して繰延税金負債を計上することとなった場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として、過去に遡って修正を行い、変更の影響額を記載することになるという理解で良いか確認したい。仮にそういったことがあった場合に備え、税効果会計の一時差異等の取扱いも整理いただきたい。

以 上